

## 第2回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 ぬくもり部会 議事録

●開催日時 : 令和6年8月28日(水) 18時30分~20時30分

●開催場所 : 市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	田淵純勝
副部会長	雨洗康江
部会員	山田正幸 佐藤画美 望月啓一郎
庁内検討委員	部会長:安部直也 副部会長:佐藤拓也 部会員:登山利博 柴田 譲 佐々木健 服部 仁
事務局	企画調整G:近間聡史 服部将大 遠藤 亨 市民協働G:大内拓海 鳥海秀充 新関麻亜子

●欠席者

部会員	今 順子
-----	------

◆議題 : ①第4期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマについて  
②第4期基本計画の体系図について  
協議テーマ:「地域福祉・高齢者施策」

◆配布資料:(1) 第4期基本計画体系図の協議スケジュール及びテーマ  
(2) 総合計画(基本構想)\_やさしさち共生するまち  
(3) 第4期基本計画体系図(案)  
(4) 基本計画体系図【対照表】  
(5) 第3期基本計画体系図に紐付く事務事業

### 【ぬくもり部会】

議題1 「第4期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマについて」

(部会長)

それでは、議題(1)「第4期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマ」

についてですが、本日から前回の事務局よりご説明がありましたとおり、第4期基本計画の体系図の素案を基に、節、施策、施策の基本的な方向、主要な施策の設定について協議していくこととなりますが、協議するテーマやそのスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局\_企画調整G)

「第4期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマについて」説明いたします。

本日より皆さんにお示しします第4期基本計画の体系図の素案を基に協議を進めていくこととなります。

市民自治推進委員会及び市の庁内検討委員会が各日程で協議するテーマについて資料1「第4期基本計画体系図の協議スケジュール及び協議テーマ」にまとめています。

本日は、「地域福祉・高齢者施策」をテーマに協議していただき、その後は「障がい施策・自立支援・社会保障」、「健康・医療」、「子育て支援・環境」、「経済支援・虐待・男女共同」にテーマを分けて進めていき、第7回目の部会に「全体の振り返り」を行う予定です。

各協議テーマが体系図のどの部分にあたるかにつきましては、資料4「基本計画体系図【対照表】」にお示ししていますので、後ほどご説明します。

また、資料には各テーマに関連する部署を記載しています。本日は関係部署である社会福祉グループ、高齢・介護グループ、健康長寿グループ、商工労政グループの職員の方に出席いただいております。皆さんと意見交換等をさせていただきます。

今後につきましても、その時々テーマに合わせて関連する部署の職員が出席し、委員の皆さんと意見交換させていただきますのでよろしくお願いします。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

【質問等なし】

## 議題2 「第4期基本計画の体系図」について～協議テーマ：地域福祉・高齢者施策～

(部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、先ほど事務局より説明がりましたが、本日は「地域福祉・高齢者施策」をテーマに協議していくこととなります。

まず初めに、事務局より第4期基本計画体系図の素案について説明をお願いします。

(事務局\_企画調整G)

体系図の素案の説明に入る前に、配布している資料についてご説明します。配布した資料について、

総合計画(基本構想)については、平成8年に策定された登別市の50年後を想定してまちのあるべき姿が描かれたものであり、皆さんにお配りしましたのは、第1章の「やさしさと共生するまち」になります。

体系図の協議を進めるにあたってどのような構想を描いていたのか再確認していただくために配布しており、本日のテーマとなる「地域福祉・高齢者施策」については、基本的な姿に「健康で生きがいのある生活を営める環境づくりがすすむ」や「地域社会全体の力であたたかく支援されるシステムが形成される」等が書かれており、点描に「お互い支えあう心やボランティア活動の輪が広がり、社会の仕組みが誰にもやさしい関係として確立している」や「お年寄りも住み慣れた地域で充実した暮らしをおくっている」等が書かれています。

第4期基本計画体系図(案)については、庁内検討委員会において調整しました体系図の素案をまとめたものとなります。皆さんに検討していただくのは「政策」「施策」「施策の基本的な方向」「主要な施策」の部分となります。

また、各主要な施策の考え方については参考に記載していますが、第4期基本計画の体系図案に紐付いた第3期基本計画に記載の主要な施策の具体的な取組の内容となります。今後、皆さんとの協議等を踏まえて庁内検討委員会で修正等を行っていくこととなります。

基本計画体系図【対照表】については、第3期基本計画体系図と第4期基本計画体系図の素案を比較している資料であり、どのように変更となったのかを明らかにするものとなります。

また、先ほどご説明した各回における協議テーマの議論する箇所についても明らかとしており、本日は第1章－第1節－施策Ⅰ－基本的な方向1とこの基本的な方向に紐づいた主要な施策と施策Ⅱ－基本的な方向1、2とこの基本的な方向に紐づいた主要な施策までの協議となります。

第3期基本計画体系図に紐づく事務事業については、前回の会議に第3期基本計画仮総括の事業総括表をお配りしていますが、その際に配布した資料は節毎に事業を一覧にしたものでしたが、どの主要な施策で実施した事業が明らかにしてほしいというご意見がありましたので、各主要な施策に第3期基本計画期間中に実施した事業を紐づけた資料となります。

配布資料の説明は以上となります。

続きまして、体系図について、先に本日の協議テーマである「地域福祉」に関する部分の第1章－第1節－施策Ⅰ－基本的な方向1まで、ご説明させていただきます。

第1節「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」については、第3期基本計画から変更ありません。これを実現させるための施策Ⅰ「地域で支え合う福祉活動の確立」とありますが、こちらも第3期基本計画から変更ありません。さらに、この施策を実現させるための基本的な方向1「地域福祉の推進」とありますが、こちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向を進めるための主要な施策についてですが、基本的な方向1「地域福祉の推進」の主要な施策は、「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の内容の周知・啓発や地域福祉の考え方の普及、社会変化に伴う福祉・社会保障等の制度の周知・啓発等、市民への意識啓発や地域福祉体制の充実等が主な取組内容となっており引き続き取組を進めることから「①地域福祉の推進に向けた意識の醸成」と文言を変更しています。

また、この「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、

市民誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるまちづくりの実現を図るために制定した「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の内容の周知・啓発に努めるほか、地域における福祉サービスの利用促進や地域福祉に関する活動への参加促進等の周知・啓発による地域福祉の考え方の普及に努めること、市民・関係団体・行政等が協働の視点に立ち、役割分担しながら参加する地域福祉体制の充実に努める等としており、具体的な事業につきましては「福祉啓発事業」「重層的支援体制整備事業」等が位置づけられています。

次に、社会福祉協議会や関係団体等と連携し、多様な支え合い体制の充実に努めるほか、町内会ごとに支援活動を行う小地域ネットワーク活動を支援し、その充実に努めることとしている「②地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実」については、第3期基本計画から変更ありません。

また、この「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、社会福祉協議会や関係団体等と連携し、地域で誰もが安心して暮らせるための多様な支え合い体制の充実に努めるほか、町内会ごとに地域住民が参加、協力して暮らせるように支援活動を行う小地域ネットワーク活動の支援・充実に努めることや地域福祉を支える人材・団体の育成に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「社会福祉協議会補助金」「民生委員児童委員活動事業」等が位置づけられています。

次に、社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスを提供するため「重層的支援体制整備事業」が創設され、様々な分野と一体的に地域福祉の推進を図る必要があることから、市で策定している「第3期登別市地域福祉計画」と整合性を図り「③包括的な支援体制の構築」を第4期基本計画から新たに追加しています。

以上で、「地域福祉」に関する体系図の説明を終わります。

皆さんにお示しした体系図案には「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を記載しております。この考え方が第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないかなど、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかなどといった議論をしていただければと思います。

また、第4期基本計画から新たに追加した主要な施策につきましては、「第3期基本計画における主要な施策の考え方」は記載していませんが、市の関係する部署の職員にも参加いただいていますので、意見交換等していただきながら文言や主要な施策の考え方について議論をしていただければと思います。

なお、第4期基本計画における「主要な施策の考え方」の文言については、本日以降の市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、庁内検討委員会で検討させていただきます。

(部会長)

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第1章―第1節「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」を達成するための施策Ⅰ「地域で支え合う福祉活動の確立」、施策Ⅰを達成するための基本的な方向1「地域福祉の推進」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①地域福祉の推進に向けた意識の醸成」について、市民への意識啓発や地域福祉体制の充実などの取組を進めることから第3期基本計画から文言を変更しているということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_社会福祉G)

主要な施策「①地域福祉の推進に向けた意識の醸成」と文言を変更した理由については、第3期基本計画では施策の基本的な方向と主要な施策において、「地域福祉の推進」という言葉が混在しているので、区別するために文言を変更しています。

施策の方向性は大きく変わることはないですが、地域福祉に関わっている人はもちろんのこと、関わっていない人にも関心を持ってもらうこと、また、地域の様々な活動が福祉に繋がっていきます。福祉について皆さんに関心を持ってもらう活動を今までもやってきましたが、関係機関等と連携を図りながら、より重要視してやっていくため、「意識の醸成」という文言としました。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

地域福祉の活動自体が徐々にできなくなっている現状があります。この活動は町内会を含めた組織としての活動となります。市が人口減少により地域が町内会を確立できない状況で、地域福祉がどうなっていくのかという不安があります。

今後の町内会再編成等を考慮し、計画を策定すべきと考えます。また、町内会の再編成は、地域に任せても進まないため、行政が関わっていくべきと考えます。

(部会長)

既に変わってきていることであるが、次の10年間においても町内会の状況は変わっていくものと思います。町内会に任せるのではなく、10年間でこういった体制を作るのかも必要と考えます。

(事務局 企画調整 G)

町内会の再編等に関しては、第6章担いあうまちづくりに位置づくものであり、まちづくり部会で話し合うことになろうかと思えます。

ただ、委員がおしゃったとおり町内会が地域福祉の主体になっている部分もあるため、主要な施策「①地域福祉の推進に向けた意識の醸成」ではなく、主要な施策「②地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実」で地域福祉の基盤となる地域のネットワークづくりをどうするかという部分にあたると思えます。

今回のご意見を庁内検討委員会に持ち帰り、主要な施策の考え方に反映するのかどうかも含めて検討させていただきたいと思えます。

(部会長)

今後、他の部会に関わる部分も出てくるものと思えますので、横断的な意見交換ができるよう検討いただければと思えます。

(部会長)

次に、主要な施策「②地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実」について、こちらは第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_社会福祉G)

本施策に関しては、地域住民が登別市地域福祉実践計画「きずな」を基に様々な活動を行っています。まずは社会福祉協議会と連携することが大事と考えています。また、小地域ネットワーク活動の推進や民生委員・児童委員等の高齢化の対策等を考えていく必要があります。

事業の基本的な方向性は変わりませんが、時代に沿って柔軟に適応していく必要があると考えています。

(部会長)

小地域ネットワーク活動は社会福祉協議会で安心キット配付に取り組んでいましたが、見直しを図ろうといった動きがあった部分かと思います。

(事務局\_企画調整G)

先ほど委員から、主要な施策の考え方の部分において町内会の再編等により地域福祉活動を進める担い手が少なくなっていることからどのように推進していくのかという視点が必要ではないかというご意見がありましたので、主要な施策の考え方の記述については庁内検討委員会で検討していきたいと考えます。

(部会長)

次に、主要な施策「③包括的な支援体制の構築」について、包括的な福祉サービスを提供するため「重層的支援体制整備事業」が創設され、様々な分野と一体的に地域福祉の推進を図るため、第4期基本計画から新たに追加されていますが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_社会福祉G)

主要な施策「③包括的な支援体制の構築」について、包括的な支援体制の構築を新たに加えた背景としては、介護や障がい福祉サービスの制度等、各分野毎に支援体制の整備を進めてきましたが、実状としてどの分野にも当てはまらないケースが出てきています。

例えば、引きこもりやごみ屋敷の問題、8050問題等、複雑な事情がある世帯の支援に対しては、社会福祉Gが中心となって重層的支援体制整備事業で対応していく

等、包括的な支援体制が必要となってきました。

また、市だけではなく、医療機関、子育て施設等の関係機関との連携をより一層深めていく必要があると考えています。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「地域福祉の推進」の文言等についてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

市民1人1人が福祉に対する意識をどう持つのが重要であると考えています。関係者だけが意識を持っても意味がなく、皆が意識を持たなければ、意識の醸成とはならないと考えます。

市は観光を基幹産業としていますが、「観光のまち」だけではなく、「福祉のまち」と言うくらい意識づけする覚悟で行政も進めていただきたいと考えます。

(事務局\_企画調整G)

主要な施策「①地域福祉の推進に向けた意識の醸成」の文言については問題ないと思いますが、主要な施策の考え方についても、委員がおっしゃるとおり、市民1人1人に地域福祉に対する意識づけが必要であると考えことから、どのように意識づけとするのか、具体的な記述内容を庁内検討委員会と検討していきたいと考えます。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策1「地域で支え合う福祉活動の確立」の文言等についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

ありがとうございます。協議テーマ「地域福祉」に関する部分のご意見等について

は、概ね出尽くしたかと思えます。最後に全体通してご意見等ないか確認させていただきますので、続いての協議テーマ「高齢者施策」に関する部分について、事務局より説明をお願いします。

(事務局\_企画調整 G)

引き続き事務局より、協議テーマ「高齢者施策」に関する部分の第1章―第1節―施策Ⅱ―基本的な方向1、2について、ご説明させていただきます。

施策Ⅱ「高齢者福祉の確立」については、第3期基本計画から変更ありません。これを実現させるための基本的な方向1「長寿社会の基盤づくり」基本的な方向2「高齢者福祉の充実」について、こちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向1「長寿社会の基盤づくり」の主要な施策は、異世代交流等による高齢者の生きがいづくりの場と機会の拡充や社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動を支援する等に努める「①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実」、高齢者が自ら健康を意識・管理できるよう介護予防事業を充実する等に努める「②高齢者の健康づくりの活動の支援」、高齢者の生活安定のため、介護保険サービスの周知や生活基盤整備に努めるほか生活しやすい住宅等の改善に向けた相談体制の充実を図る「③高齢者の生活基盤の整備」の3つであり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、主要な施策「①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実」の主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、老人クラブ関係者や市内高齢者・関係団体等とともに、高齢者団体のあり方などについて検討し、異世代交流等による高齢者の生きがいづくりの場と機会の拡充に努めるほか、高齢者の就業機会の確保や社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動を支援に努めるとしており、具体的な事業につきましては、「老人クラブ運営補助金」「老人クラブ連合会補助金」「シルバー人材センター補助金」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②高齢者の健康づくりの活動の支援」の主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、高齢者が自分の健康を自ら意識・管理できるよう介護予防事業を充実し、健康づくりの支援に努めるほか、健康保持・増

進のため、健康相談体制の充実を図ることとしており、具体的な事業につきましては、「一般介護予防事業」「地域介護予防活動支援事業」が位置づけられています。

次に、主要な施策「③高齢者の生活基盤の整備」の主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、高齢者の生活安定のため、介護保険サービスの周知や生活基盤整備に努めるほか、高齢者が生活しやすい住宅等の改善に向けた相談体制の充実、暮らしやすい住宅環境等、高齢者の生活基盤整備に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「住宅改修支援事業」「老人措置関係経費」等が位置づけられています。

次に、基本的な方向2「高齢者福祉の充実」の主要な施策は、第3期基本計画では住み慣れた地域で暮らし続けられるようサービス基盤の充実や地域包括ケアシステムの構築を図ることや在宅介護サービスの充実を図ることとし「生活支援サービス機能の充実」としていましたが、これらの取組も含めた多様なサービスの提供体制を構築し、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられる体制の構築を進めること、また、市で策定している「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」と整合性を図り、第4期基本計画では「生活支援体制の充実」と文言を変更しています。

また、この「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようサービス基盤の充実や地域包括ケアシステムの構築を図るほか、在宅における介護負担を軽減するために、在宅介護サービスの充実を図り、家族介護者への支援に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「高齢者等介護用品給付事業」「生活支援体制整備事業」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では、ひとり暮らし高齢者を支援する取組「ひとり暮らし老人の支援」と認知症高齢者を支援する取組「認知症高齢者の支援」と分けていましたが、第4期基本計画では高齢者支援として「②認知症高齢者等の支援」と一つに統合しています。

また、この「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、ひとり暮らし高齢者等の生活の不安解消や人命の安全確保のため、総合的な相談窓口機能や老人緊急通報システム等の充実を図るほか、認知症に関する正しい知識の周

知・啓発や認知症高齢者等の徘徊に対応するため、地域住民、警察及び交通機関等の協力を得て、行方不明高齢者の捜索・保護等や保護後の支援のためのネットワークの充実に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「高齢者等緊急通報機器設置事業」「認知症初期集中支援推進事業」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では「高齢者の権利擁護」としていましたが、成年後見制度の周知やその活用を推進するほか、誰もが安心して暮らすことができるよう、高齢者の虐待防止やその早期発見等に努めること、また、市で策定している「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」と整合性を図り、第4期基本計画では「③高齢者の虐待防止対策・権利擁護の推進」と文言を変更しています。

また、この「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、成年後見制度の周知やその活用を推進し、認知症等の理由で判断能力の不十分な方の保護や支援に努めるほか、誰もが安心して暮らすことができるよう、高齢者の虐待防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取組の徹底に努めることとしており、具体的な事業につきましては「成年後見制度利用支援事業」「成年後見支援センター事業」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では、地域包括支援センターにより、高齢者の介護や健康など、様々な面から高齢者を総合的に支援するなど、介護サービスの充実を図ることから「地域包括支援センターによる介護サービスの充実」としていましたが、今後についてもこの考え方のおり、地域包括支援センターによる総合相談支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の総合的な支援を進めるため「地域包括支援センターによる総合的支援の推進」に文言を変更しています。

また、この「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、地域包括支援センターにより、高齢者の介護や健康など、さまざまな面から高齢者を総合的に支援するなど、介護サービスの充実を図ることとしており、具体的な事業につきましては「地域包括支援センター運営事業」が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では、介護サービス量や質を確保する体制の充実や人材の育成に努めることとして「介護保険事業の適切な運営」「質の高い介護サービスの展開」に分けていましたが、第4期基本計画では介護サービスの運営・充実として、また、

「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」と整合性を図り、第4期基本計画では「⑤介護保険サービスの提供体制の整備」と1つに統合しています。

また、この「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、介護サービス量や質を確保する体制の充実を図り、介護保険事業の健全かつ円滑な運営に努めるほか、介護サービス事業者が、地域の介護サービス提供についての課題の検討や事業者間の連絡体制の構築を行い、利用者に対して適切なサービスの提供ができるよう事業者との連携に努める、介護サービスの量的整備と質の向上を図るため、ケアマネージャーや介護サービスに携わる人材の育成に努めることとしており、具体的な事業につきましては「介護サービス人材確保対策事業」「介護予防ケアマネジメント事業」等が位置づけられています。

以上で「高齢者施策」に関する体系図の説明を終わります

(部会長)

ありがとうございます。テーマ「高齢者施策」に係る体系図の文言について協議を進めさせていただきます。

第1章-第1節「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」を達成するための施策Ⅱ「高齢者福祉の確立」の基本的な方向1「長寿社会の基盤づくり」の主要な施策「①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実」について、第3期基本計画から変更なしということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_社会福祉G)

老人クラブについては、高齢の方が活動する場所であり、各老人クラブの活動を取りまとめる登別市老人クラブ連合会に補助金の交付する等の活動支援を行っており、今後についても継続して続けていきたいと考えています。

老人という考え方の変化や働く方の定年延長等の影響により加入者数等は減少しておりますが、活動の場として、市の支援は継続していきたいと考えています。

(部会長)

老人クラブの解散が増えており、加入年齢の見直し等の検討が必要なのではないかと思えます。また、敬老行事の考え方を含め、老人クラブ自体の考え方も変わってき

ていると思いますので、これからの老人クラブの在り方についても検討が必要ではないかと思います。

(委員)

老人クラブというネーミングが良くないという町内会からの声があります。また、活動内容も地域サロンと同様となっており、老人クラブの考え方を見直したほうが良いと考えます。

(事務局\_企画調整 G)

主要な施策「①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実」は必要であると考えますが、部会長や委員からのご意見にありましたとおり、社会情勢の変化により老人クラブ活動の考え方やあり方の部分について、庁内検討委員会で検討させていただきます。

(部会員)

主要な施策「②高齢者の健康づくり活動の支援」について、第3期基本計画から変更なしということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_健康長寿 G)

主要な施策「②高齢者の健康づくり活動の支援」について、第3期基本計画においては介護予防教室等の介護予防事業と高齢者の健康づくりの支援に努めており、今後10年間についても、変わらずに第3期基本計画から継続して主要な施策に位置づけています。

(部会長)

後期高齢者の健康づくり等もこの主要な施策に位置づけられるのではないかと考えます。例えば、高齢者の特定健診の受診率向上が挙げられます。

(事務局\_企画調整 G)

高齢者の特定健診については、施策V「暮らしの安心を支える制度」に紐づいていますので、今後の議論していくものになります。

(部会長)

次に、主要な施策「③高齢者の生活基盤の整備」について、第3期基本計画から変更なしということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_高齢・介護 G)

主要な施策「③高齢者の生活基盤の整備」について、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続するといったことが肝要であり、高齢者が自らのニーズに応じた生活を送ることができるよう、地域福祉活動の推進や多様な住まいの確保が必要となります。第3期基本計画では、要件を満たす在宅の高齢者を支えるために介護用品の給付事業を行い、介護者の経済的・精神的負担の軽減に努めたところで

す。  
また、生活基盤では、住宅改修に関する助言を行う居宅介護支援事業所等を支援し、要介護認定者等が住み慣れた居宅での生活を維持できるように、その環境整備に努めてきました。

その他、在宅での養護が困難である高齢者を対象に養護老人ホームへの入所を措置し、高齢者の生活基盤の整備に努めてきました。

今後10年間においても、介護が必要な状態になっても地域でそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら、個人の尊厳が確保されていくことが重要と考え、第3期から継続して主要な施策に位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

65歳を1つの起点とし、90歳を平均寿命とした場合、残り25年間の人生があるため、その期間での生活基盤や生きがいづくりの場を検討していただきたいと思います。

(部会長)

生活基盤において、バリアフリーに配慮した公共施設とありますが、幅広く民間も含めて文言を加えるべきと考えます。

(事務局\_企画調整 G)

町並みのバリアフリーに関しては、都市調和部会での都市機能の充実において話し合うこととなります。本部会では公共施設のバリアフリー化という視点であると考えます。ただ、連動する部分にはなろうかと思いますので、都市調和部会に情報提供等を行うことも考慮したいと思います。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「長寿社会の基盤づくり」の文言等についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、基本的な方向2「高齢者福祉の充実」の主要な施策「①生活支援体制の充実」から「⑤介護保険サービスの提供体制の整備」について、第3期基本計画から一部文言の修正がありますが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_健康長寿 G)

主要な施策「①生活支援体制の充実」は、第3期基本計画において、「生活支援サービス機能の充実」という文言で、生活支援体制整備事業や地域ケア会議推進事業等を進めてきました。

今後10年間においても高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者はもとより、市内の様々な関係団体や高齢者自身も地域の支えとして活躍し、高齢者の生活をたくさんの方々によって支え合う体制づくりを構築したいという思いで、主要な施策に位置づけています。

また、文言の変更については、主要な施策⑤の文言である介護保険サービスと混同する部分もあることも含めて変更しています。

(庁内委員\_高齢・介護 G)

主要な施策「②認知症高齢者等の支援」は、高齢者が自らのニーズに応じた生活ができるよう、地域福祉活動の推進、自立した在宅生活の支援、多様な住まいの確保が必要となります。第3期基本計画では、慢性疾患等により常時注意が必要な1人暮らしの高齢者等に緊急通報機器を貸与する等、日常生活の不安解消や人命の安全の確保に努めてきました。

今後、ますます増加する見込みの1人暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域における見守り等の地域福祉活動による支え合いが大切ですので、認知症高齢者への支援と統合する形で、第3期基本計画から継続して主要な施策に位置づけています。

認知症高齢者の支援としては、認知症初期集中支援推進事業や認知症初期集中支援チームの設置、認知症カフェの開設・運営を支援し、認知症の人とその家族の支援に努めてきたところです。

今後10年間においても、認知症は誰もがなり得るものであることを理解し、認知症となり、生活上の困難が生じた場合でも重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを推進していく必要があるため、第3基本計画から継続して主要な施策に位置づけています。

(庁内委員\_高齢・介護 G)

主要な施策「③高齢者の虐待防止対策・権利擁護の推進」については、高齢者が尊厳を保持しながら安心して生活を送る必要があるため、西いぶり定住自立圏形成推進事業の二市二町で室蘭成年後見支援センターを共同設置し、成年後見制度を総合的に推進するとともに、高齢者の虐待防止対策や高齢者の消費者被害や詐欺行為等を防止する啓発を図るとともに、関係機関との連携強化に努めてきました。

今後の後期高齢者の増加とともに、各種契約や金銭財産管理が困難な認知症高齢者の増加が見込まれるため、判断能力が低下した場合でも安心して生活できるよう、権利擁護事業の推進が必要であると捉えています。

また、高齢者虐待は暴力行為だけでなく、セルフネグレクト等の権利侵害の防止と権利擁護をより進めていく必要があると捉えています。

以上のことから、第3期基本計画の高齢者の権利擁護と併せて、虐待防止対策を一体的に推進することとし、主要な施策に位置づけています。

(庁内委員\_高齢・介護 G)

主要な施策「④地域包括支援センターによる総合的支援の推進」については、地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康を保持し、生活を安定させるために必要な援助を提供し、その結果として保険医療の質を向上させ、福祉を増進させることを目的とする施設となります。これまでも、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、総合相談支援事業、包括的継続的ケアマネジメント事業等を実施しており、地域の包括的な支援サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の中核的役割を担う機関です。

第3期基本計画においても、総合相談支援事業や権利擁護事業等を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護サービスの充実を図ったところ です。

今後の高齢化の進行に伴い、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の増加等、高齢者等の抱える問題や課題は多種多様なものとなってくる中で、地域包括支援センターが高齢者等の総合相談窓口として重要な役割を担っていくため、第3期基本計画から文言修正を行った上で継続して主要な施策に位置づけています。

(庁内委員\_高齢・介護 G)

主要な施策「⑤介護保険サービスの提供体制の整備」については、第3期基本計画においては、介護保険事業の適切な運営の観点で介護保険事業の健全かつ適切な運営に努め、高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送るための環境を整備してきたところです。

また、質の高い介護サービスの展開の観点から介護サービスの人材確保及び人材育成に資する事業を展開するとともに、既存の高齢者施設等の安全・安心を確保するための施設整備に対する支援を実施してきたところです。

高齢者やその家族が介護保険制度に対する理解や認識を深めることは、サービスの円滑な利用や介護保険の安定的な運営の基本となることから、介護保険制度の普及啓発に努め、さらに、高齢者が介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で日常生活を続けられるよう、在宅で提供されるサービスの充実・強化をはじめと

する介護保険サービスの基盤整備が必要になるほか、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促し、誰もが安心して介護サービスを利用すること、介護サービスの質の向上の観点から、介護を担う人材の確保を全国的な課題となっており、本市でも介護現場における人材不足の傾向は一層顕著になっていることから、人材確保に資する施策や介護現場の業務負担の軽減を目的とする生産性の向上の取り組みが必要となります。

以上のことから、第3期基本計画の取り組みを強化するとともに、介護保険事業の適切な運営と質の高い介護サービスの展開を一体的に取り組むことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように必要な介護保険サービスを提供できる体制を整備すること目的に、主要な施策に位置づけています。

(部会長)

高齢者の虐待や権利擁護について、どの程度起こっているのか、可能であれば実態を教えてくださいたいと思います。

(庁内委員\_高齢・介護 G)

高齢者虐待として認定するケースは年間で10件程度です。

ただ、虐待相談とはいかないまでも、介護を行う家族等に関する相談を含める総合相談は年間で数百件あります。

近年だとセルフネグレクトも多く、高齢者虐待として疑われるケースは年々多くなってきていると感じます。

(委員)

介護士の人材確保についての取り組みを教えてくださいたいです。

(庁内委員\_高齢・介護 G)

介護人材確保に係る具体的な取り組みは、ヘルパーの資格補助や初任者研修受講の補助を通じて介護人材の確保を行っており、その他にも介護職に興味を持ってもらうため、高校生を対象とした出前講座を行っています。

(委員)

介護福祉士の資格取得に対する支援についてもあっていいのではと考えます。

(庁内委員\_高齢・介護 G)

介護福祉士の人材確保に係る取り組みは、現在市にはありませんので、介護福祉士資格の取得を目指す方は、ハローワーク（国）で助成制度があるため、ハローワークをとおして、資格取得を行っている状況です。市では新たな人材確保という視点で、初任者研修受講等の補助に努めています。

介護福祉士の資格取得の支援について、今回ご意見として頂戴しました。

(委員)

介護保険サービスの中で、自立支援という言葉があると思います。その部分は今回の計画ではどうなっているのでしょうか。

(庁内委員\_健康長寿 G)

自立支援については、主要な施策「②高齢者の健康づくり活動の支援について」の中に含んでいます。

(部会長)

基本的な方向2「高齢者福祉の充実」の文言等についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

最後に、第1節「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」の文言等についてですが、こちらにつきましては、次回の協議テーマである「障がい施策・自立支援・社会保障」の協議を踏まえて、ご意見等をいただきたいと思いますので、次回開催を予定している9月13日のぬくもり部会で協議させていただきます。

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【意見等なし】

これで市民自治推進委員会ぬくもり部会を終了いたします。